

議案第 2 3 号

城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 0 日 提出

(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次の<u>(7)から(9)までのいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(7) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のア又はイのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次の<u>(7)及び(8)のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第25条 略

(委任)

第23条 略

附 則

この条例は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

提案理由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部が改正されたことに伴い、城陽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正条例要綱

1 主な改正内容

- ①非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。
- ②非常勤職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。
- ③妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を行う規定を新設する。
- ④勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）を行う規定を新設する。

2 施行期日

令和4年（2022年）4月1日